

情報提供

那医発第 40 号
令和 6 年 4 月 24 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

担当理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「労災・自賠責保険関係通知の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。
別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

.....記.....

沖医発第 89 号 E
令和 6 年 4 月 17 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 玉城 研太郎

（労災・自賠責保険担当理事）

（公印省略）

労災・自賠責保険関係通知の送付について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より、標記の関係通知が届いておりますので、ご連絡申し上げます。

本通知①は、労働者災害補償保険法に基づく社会復帰促進等事業の対象傷病及び措置範囲等を具体的に定めた「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領」が改正となった旨の情報提供となっております。

本通知②は、特例的取り扱いが行われていた新型コロナウイルス感染症における二次健診等給付等の取扱いについて、令和 6 年度以降は、通常 of 体制に移行されることから、当該時限的・特例的取扱いは令和 5 年度に廃止される等の情報提供となっております。

本通知③、④は、本年 6 月 1 日に実施される健康保険診療報酬点数表等の改定に伴う、労災診療費算定基準における健康保険準拠項目および労災特掲項目の一部改定、自賠責保険診療費算定基準の取扱いについて、示されたものとなっております。

本通知⑤は、（公財）労災保険情報センターの事業である「長期運転資金貸付事業」が 2024 年度についても実施されることとなった旨の情報提供となっております。

本通知⑥は、令和 4、5 年度労災・自賠責委員会報告書が日本医師会ホームページに掲載された旨の情報提供となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係機関に対する周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、各通知の添付資料は省略しておりますので、各資料は、本会文書映像データ管理システムをご確認下さいますようお願い申し上げます。

記

- ① 社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領の一部改正について
(令和6年4月2日 日医発第31号(保険))
- ② 二次健康診断等給付の取扱いに係る今後の留意事項について
(令和6年4月2日 日医発第32号(保険))
- ③ 令和6年度労災診療費算定基準の一部改正について
(令和6年4月2日 日医発第33号(保険))
- ④ 令和6年度労災診療費算定基準の一部改定に伴う自賠責保険診療費算定基準(自賠責新基準)の取扱いについて
(令和6年4月8日 日医発第116号(保険))
- ⑤ (公財) 労災保険情報センターが行う長期運転資金貸付制度の実施について
(令和6年4月2日 日医発第55号(保険))
- ⑥ 令和4・5年度 労災・自賠責委員会報告書のご送付について
(令和6年4月9日 日医発第145号(保険))

沖縄県医師会保険課：平良、山川

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

E-mail：hokenka@okinawa.med.or.jp